

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である

宮 MIYABITO とびと

公益社団法人 宇都宮法人会

■ CONTENTS

税務署長着任あいさつ	2
宇都宮税務署異動名簿(法人会関係)	3
宇都宮税務署からのお知らせ	4
役員合同懇談会	5
時局講演会	6
県連研修会	7
企業紹介	8
チャリティ映画鑑賞会	10
新会員紹介	
特集記事	11
青年部会	12
女性部会	13
税理士会	14
医師が語る健康のお話	15
会員の声、事業予定	16

表紙写真：竹末 次夫 協力：隅内園芸

着任のご挨拶



宇都宮税務署 署長
村越 住雄

この度の人事異動で、宇都宮税務署長を拝命しました村越でございます。前任の栗原署長同様、よろしくお願い申し上げます。

公益社団法人宇都宮法人会の皆様方には、平素より法人会活動を通じて、税務行政の円滑な運営に對しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜っており、厚くお礼申し上げます。

宇都宮法人会におかれましては、「税のオピニオンリーダー」として、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」とする崇高な理念の下に、公益性の高い様々な事業活動を積極的に展開されておられます。

具体的には、「良き経営者を目指す者の団体」として、決算期別説明会をはじめとする各種研修会の開催やe-Taxの利用促進、

「自主点検チェックシート」を活用した企業のコンプライアンスの向上への取組などを通じて会員の自己啓発を積極的に支援し、納税意識の向上と企業経営並びに社会の健全な発展に貢献されておられます。

また、管内小学校高学年を対象とした租税教室を開催していたほか、「税金ウルトラクイズ」、「税金〇×クイズ」、「税に関する絵はがきコンクール」等を開催していただくなど、正しい税知識の普及活動に広く取り組んでいただいております。

更に、「宇都宮・気仙沼さんままつり」、「フェスタmy宇都宮2018」等の社会貢献活動も積極的に実施しておられます。

これら幅広い宇都宮法人会の活動は、税務行政に携わる私どもといたしましても大変心強い限りであり、黒本会長をはじめ役員並びに会員皆様方のご尽力に對しまして、敬意を表しますとともに深く感謝申し上げます。

これからも引き続き、皆様方と連絡・協調を図りながら、法人会活動にできる限りの協力をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子高齢化の急速な進展や社会経済の国際化やICT・AI化などにより大きく変化してきております。

税の執行機関であります国税当局といたしましては、10年後の税務行政の将来像である税務行政のスマート化をめざし、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を柱とし、「適正かつ公平な課税の実現」と「期限内納税の確保」を図り、国民の皆様方の理解と信頼を得られるよう、努めて参る所存でございます。

また、本年10月からは、消費税率10%への引上げと消費税の軽減税率制度が実施され、令和5年10月には適格請求書保存方式、いわゆるインボイス制度が実施される予定となっております。

国民の皆様が改正等の内容を十分理解いただき、適正な申告・納税ができるよう、各種説明会の実施や相談窓口の設置を行うなど、制度の周知・広報に努めているところとです。

しかしながら、税務行政に課せられた使命・責任を果たすには、私どもの力のみでは自ずと限りがあり、宇都宮法人会の皆様のお力添えが不可欠であります。

宇都宮法人会の皆様とは、従来から良好な連絡・協調関係を築いていたところであり、税務行政の良き理解者としてご尽力いただいていることは、私ども

が税務行政を運営していく上で非常に大きな支えであり、頼もしく感じております。

今後とも、皆様方と連携を深め、皆様方の理解と信頼が得られるよう努めてまいりますので、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、宇都宮法人会のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



宇都宮税務署 副署長
藤田 研二

宇都宮税務署副署長の藤田でございます。矢井田前副署長の後任として法人課税事務及び酒税事務を担当いたします。前任同様、よろしくお願い申し上げます。

宇都宮法人会の皆様方には、日頃から税務行政全般にわたり、深いご理解と多大なご協力を賜っており、厚くお礼申し上げます。

今後とも、なお一層のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

宇都宮税務署 新陣容

(法人会関係部門)

職 名	氏 名	前 職
署長	村越 住雄	局徴収部 次長
副署長（個資）	永塚 光一	（留任）
副署長（総広管徴）	笠原 弘人	越谷税務署 総務課長
副署長（法酒）	藤田 研二	浦和税務署 総務課長
特別国税調査官（総合調査担当）	鶴見 泰之	関信審判所 審判官
特別国税調査官（開発調査担当）	石澤 聖志	（留任）
特別国税調査官（法人担当）	斎藤 正浩	（留任）
総務課長	神下 博	局課税第二部 酒税課 課長補佐
税務広報広聴官	横田 幸彦	（留任）
税務広報広聴官	西園 直美	局課税第二部 資料調査第一課 連絡調整官
特別国税調査官（法人担当）	松元 郁徳	前橋税務署 特別国税調査官（源泉担当）
特別国税調査官（法人担当）	神山 秀	（留任）
特別国税調査官（法人担当）	山形 秀之	（留任）
特別国税調査官（法人担当）	阿部 仁	川口税務署 特別国税調査官（法人担当）
特別国税調査官（源泉担当）	前原 精一	（留任）
法人課税第一部門 統括国税調査官	江利川 寛	（留任）
法人課税第二部門 統括国税調査官	鯉沼 恭子	（留任）
法人課税第三部門 統括国税調査官	多胡 照芳	前橋税務署 連絡調整官
法人課税第四部門 統括国税調査官	阿部 智一	西川口税務署 法人課税第四部門 統括国税調査官
法人課税第五部門 統括国税調査官	永島 武	新潟税務署 酒類指導官
法人課税第六部門 統括国税調査官	増山 庸夫	（留任）
法人課税第七部門 統括国税調査官	山中 有子	小石川税務署 法人課税第三部門 統括国税調査官
情報技術専門官（法人担当）	新井 幹治	大宮税務署 情報技術専門官（法人担当）
特別調査情報官	碓井 尚	（留任）
審理専門官（法人担当）	遠山 知子	（留任）
法人課税部門 連絡調整官	根津 隆	（留任）

令和元年分年末調整説明会が開催されます

宇都宮税務署

開催日	開催時間	開催場所
11月19日（火）	10：30～12：30（午前の部） 13：30～15：30（午後の部）	河内地区市民センター 宇都宮市中岡本町 3221-4
11月20日（水）	10：30～12：30（午前の部） 13：30～15：30（午後の部）	上三川いきいきプラザ 河内郡上三川町大字上蒲生 127-1
11月21日（木）	10：30～12：30（午前の部） 13：30～15：30（午後の部）	宇都宮市文化会館 宇都宮市明保野町 7-66

※会場の指定はありませんので、都合の良い日時の説明会に出席ください。
※事前にお送りします「年末調整のしかた」と「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」の冊子をご持参ください。
冊子がお手元に無い場合等は、説明会会場でお配りします。
※年末調整関係用紙等の送付枚数は、一定枚数となっておりますので、不足がある場合は、説明会会場又は税務署窓口でお受け取りください。
なお、年末調整関係の用紙は、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】からも入手できます。
※いずれの日も**午後の部に限り**、年末調整説明会に引き続き、約1時間、消費税の軽減税率制度等の説明会も併せて開催しますので、是非ご参加ください。

お問い合わせ先

宇都宮税務署 法人課税第二部門
TEL028-621-2151
(代表：自動音声案内)

自動音声案内の「2」をお選びください。
税務署の担当部署におつなぎします。

税務署
だより

税務署からのお知らせ

11月11日から17日は「税を考える週間」です。

ポイント!



国税庁では、国民の皆様には租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っています。

特に、毎年11月11日から17日までの1週間を「税を考える週間」として、この期間を中心に様々な情報を提供するとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としています。

今年の「税を考える週間」では、「くらしを支える税」をテーマとして、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) 内に特設ページを設け、国税庁の各種取組について紹介するほか、YouTubeの国税庁動画チャンネルで各種情報を発信します。

ぜひ、この機会に税について考えてみてはいかがでしょうか。

税の百人一首の募集要項

- ① 応募資格 宇都宮市、上三川町に居住する人
宇都宮市内又は上三川町内の小・中・高等学校、専門学校、大学などに通学する児童、生徒、学生
- ② 課 題 「税に関するもの」をテーマにした短歌
- ③ 応募点数 制限なし(自作・未発表のものに限る。)
- ④ 応募方法 応募用紙又は郵便はがき(作品・住所・氏名・職業・年齢・電話番号を明記)で応募する。
- ⑤ 応募期間 令和元年10月1日(火)～11月1日(金)
- ⑥ 応募先 〒320-0857 宇都宮市鶴田2-21-14
(公社)宇都宮法人会内「税の百人一首」実行委員会事務局 TEL 028-648-9466
- ⑦ 主 催 「税の百人一首」実行委員会事務局
【構成団体】宇都宮税務行政協力会、宇都宮税務署管内租税教育推進協議会
宇都宮税務署管内国税モニター会
- ⑧ 後 援 宇都宮税務署
- ⑨ その他 優秀作品には賞を贈呈し、作者の氏名とともに税の普及啓発活動に活用する。
なお、作品は返却しない。

宇都宮税務署での
相談は

「事前予約制」としております

- 1 宇都宮税務署 (TEL : 028-621-2151) へ電話する
- 2 自動音声案内 : 「2」を押す
- 3 「相談の予約をしたい」旨を伝える

※予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容等をお伺いいたします。※予約状況により、希望の相談日時に添えない場合がありますのでご了承ください。

宇都宮法人会 黒本会長



宇都宮税務署 村越署長



役員合同懇談会

本部・支部・青年部会・女性部会



藤田副署長



令和元年8月28日(水)、ホテルニューイタヤにおいて、本部・支部・青年部会・女性部会役員合同懇談会が開催され、120名の役員が参加しました。

第一部では宇都宮税務署村越署長に『「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況、スマート税務行政の実現に向けて』と題し、ご講演いただきました。

第二部では、各委員長が委員会活動状況報告を行いました。

第三部では、藤田副署長による乾杯のご発声の後、懇親会が始まり、村越署長をはじめ宇都宮税務署幹部の皆様にもご参加いただき、役員との交流が図られました。

また、青年部会によるお楽しみ抽選会も催され、大変盛り上がりしました。

税制改正提言活動



令和元年8月7日(水)に宇都宮市議会正副議長、宇都宮市長に対し、黒本会長・深澤副会長・水沼税制委員長・和氣税制副委員長・須藤税制顧問・事務局で、令和2年度税制改正提言を行った。

提言書については、各支部役員に行ったアンケートの実施結果をもとに、税制委員会提言内容について審議を重ね、税制改正提言書を作成した。

提言書を宇都宮市議会正副議長及び宇都宮市長に直接手渡しとともに、水沼委員長から詳細な説明を行った。

入って良かった
法人会を目指します!

会員増強運動 推進中!!

健全な経営、正しい納税、社会に貢献

健全な納税者の団体・良き経営者を目指す者の団体…それが法人会です。
この10月から12月は会員増強運動月間です。

- 1 法人会に加入すると異業種との交流や社会的評価が高まり、企業の繁栄が図れます。
- 2 健全な納税者として税務署の信頼が得られます。
- 3 法人会活動を通し、地域社会へ貢献ができます。

会員の皆様の近くに未加入の会社がありましたら、ぜひ法人会への加入をお勧めください。

局会
時講演日本経済の大転換点、
中小企業にチャンスあり

経済ジャーナリスト

内田裕子氏



講師の内田裕子氏

成功体験を捨て、会社のあり方を大きく変えようとしている。これまでと同じやり方では通用しなくなると知り、新しいことへの投資や若い人との連携などイノベーションに挑戦している。イノベーションは会社はこれまでの事業領域をどんどん壊している。正しい現状認識とまっとうな危機感を持ち、来るべき時代にどう生き残るか、どこにビジネスチャンスがあるかを探っている。

●3兆円の利益でも焦燥感

最も危機感を持っているのがトヨタ自動車。豊田章男社長は「トヨタ自動車は生きるか死ぬかの瀬戸際」と言い、2018年1月にトヨタ自動車は「カーメーカーからモビリティカンパニーへ」変わると宣言した。トヨタ自動車をこ

スマホによって遊休資産の見える化が可能になった。配車アプリの開発で人の移動の方法を革命的に変えてしまい、どこにいても簡単にクルマが呼べる。自分でクルマを所有しなくても移動に困らない人が増える。高齢化が急速に進む日本においては、新しいモビリティの考え方はウェルカムだ。自動車業界は完全に新しいフェーズに入った。

●これまでの常識を取り除け

すべての手続きがネット、スマホからできるようになり、人、モノの情報、行動が瞬時に見える化からが本番だ。ポインントは95年以降に生まれた「デジタルネイティブ」世代。生まれたときにはすでにデジタル社会だった子どもたちが、もう社会人である。95年beforeとafterではまったく価値や常識が違う。ゲーム、スマホは身体の一部。マイペースで物欲がない。所有という価値が減退してシェアリングに抵抗がない。デフレが当たり前で、ハングリーという言葉とは無縁。世界中で95年以

降はデジタルネイティブ。あと10年で世界の人口の約半分がデジタルネイティブになる。その世界は何が起こっているのか。若手社員の活用によってはビジネスチャンスはいくらでもある。

●働き方改革、
人手不足を乗り越える

長時間労働は悪という時代。同時に生産性も向上させろといっている。働き方すべてを考え直すことが必要である。社員の意識改革だけでなく経営者もマインドセットしなければ生産性は向上しない。労働者不足が慢性化する中、離職率を下げることは生産性向上につながる。社員がやめない良い会社にする努力が必要だ。会社に未来がなければ、社員は本気で働かない。経営者の重要な仕事は会社の未来をつくること。そのビジョンを社員と共有すること。本気で良い会社にするという覚悟、経営者の情熱で会社の未来は大きく変わっていく。



講演会会場風景

●100年に一度の変革期

取材をしていると産業構造がまさに今、大きく変わっていることがよく分かる。世界経済の凄まじい変化に目を向けて、正しい現状認識ができている経営者はまっとうな危機感を持っている。過去の

(公社)宇都宮法人会主催、関東信越税理士会宇都宮支部、下野新聞社後援による時局講演会が9月5日(木)、午後6時からベルヴィ宇都宮に約100名の聴衆を集めて開催された。

講師は、経済ジャーナリストの内田裕子氏で、「日本経済の大転換点、中小企業にチャンスあり」と題して講演した。

連会 県研修

第1部

「消費税軽減税率がスタートします」
～現状と実務ポイントについて～
関東信越国税局消費税課
課長補佐
加藤 裕氏

加藤 裕氏

第2部

「脳を知って脳を生かす」
脳科学者・東京大学薬学部教授
池谷 裕二氏

池谷 裕二氏

令和元年度栃木県法人会連合会
会員研修会が9月10日(火)ホテル東
日本宇都宮で開催された。第1部
では関東信越国税局消費税課課長
補佐である加藤裕氏が「消費税軽
減税率がスタートします」と題し
て講演を行った。令和元年10月1
日より実施される消費税の軽減税
率制度の対象品目や帳簿・請求書
の記載方法、軽減税率対策補助金
の説明などをレジュメを活用しな
がら説明した。



講師の加藤裕氏

第2部では、東京大学薬学部教
授の池谷裕二氏が「脳を知って脳
を生かす」と題して講演を行った。
講演内容は以下のとおり。

■記憶力は年齢とともに衰えない

「最近、歳をとって記憶力が衰
えた」とよく聞くが、これは気の
せいである。その理由は4つある。
①なかなか思い出せない↓保有し
ている知識が増えたから、②なか
なか覚えられない↓覚えようと努
力していないから、③最近、忘れ
やすい↓時の進みが速く感じられ
るから、④ど忘れが増えた↓記憶
力が衰えると言われているから、
である。記憶を司るのは「海馬」。
ここからシータ波（興味を持って
いるときに出る脳波）が出ている。
歩くことでたくさん出るが、特に
初めての場所を歩くと強いシータ
波が出る。興味を持ってさえいれ
ば若い人と同じ、興味を失ってし
まえば一見記憶力が衰えたように
感じる。「生きること慣れてし



講師の池谷裕二氏

まったから」これが5つ目である。
歳をとると記憶力が衰えるという
俗説が大問題である。

■DNAの個性

人は99・9%同じ遺伝子を持つ
ている。その中でただ一個だけ違
う、これをスニップ（SNP）と
いう。これが世界中で誰一人同じ
人がいないという状況を作り出し
ている。今、世界的にこれを調べ
て知っておこうという流れになっ
ている。これを調べれば将来の病
気のリスクが分かる。病気を治療
する時代から予防する時代に変

わっていく。病気以外にも才能・
性格・形質・出身地が分かる。遺
伝子を調べて分かることは、人は
生まれながらにして不平等である
ということ。例えば算数を一生懸
命やつてもできない子どもは算数
ができる遺伝子を持っていない
（人口の10%は持っていない）と
考えられるし、足が遅い子どもは
足が速い遺伝子を持っていないと
考えられるのである。教育現場に
いると平等でなければならぬ
が、実は平等という権利は恐ろし
く残酷。もしできなければその子
の努力不足となってしまう。慶応
義塾大学の教授が「差別を理由に
遺伝的差異を認めないとしたら、
もし差異があったら自分はそれを
理由に差別すると言っているよう
なもの」と言っている。差がある
事実を認めない態度自体が差別で
ある。また、リチャード・ハーン
スタインは「単に環境を平等にし
ただけではか
えって遺伝的な
差異が顕在化す
る」と言ってい
る。差があるこ
とを認めること
からスタートす
る。そうすれば
効果的な教育が
できるだろう。



会場風景



飯野左官工業有限会社

代表取締役／飯 野 泰 秀

□住所：宇都宮市清住2-1-7
 □TEL：028-622-7482 □FAX：028-627-3606
 □事業種：左官・タイル工事

弊社は、明治元年に創業して昭和37年に法人としてスタートしました。

先代から代々受け継がれてきた誠実な仕事は、繁栄のもとを信じ実践してきました。

最近では漆喰・珪藻土など天然素材が見直され、多彩な左官仕上げが多くなりましたが、素材の多様化などに充分な対応を出来るよう積極的に取り組んで行きたいと思っています。

また、豊富な知識と施工技術でお客様に満足していただけますようこれからも日々努力して参ります。



有限会社 坂本工務店

代表取締役／坂 本 順 一

□住所：宇都宮市東原町8-15 □TEL：028-658-0094
 □FAX：028-658-0129 □E-mail：s-comten@sea.plala.or.jp
 □事業種：建築工事一式（新築・増改築・リフォーム・修理）

当社は創業以来、地域の皆様に喜んで頂ける物造りをモットーに営んで46年目になりますが、これからもお客様のニーズに応えられるように、誠心誠意で「真心の家造り」を目指してまいりますので、お気軽にお声かけ下さい。

又、「なんでも相談会」ののぼり旗も立ててありますので、今後とも宜しくお願い申し上げます。

企 業 紹 介



株式会社 ケイエムシー

代表取締役／加 藤 紀 夫

□住所：宇都宮市中今泉5丁目24番7号
 □TEL：028-613-5111 □FAX：028-683-1888
 □URL：http://www.k-m-c.co.jp/ □事業種：情報処理サービス業

昨年、株式会社ケイエムシーは創立40周年を迎えることができました。当社は、『FUJITSU』パートナーとして、ICTでお客様の課題解決をご支援するソリューション・パートナーです。業種向け、業務向けの各種標準アプリケーションやオリジナル・ソフトウェアの開発、サーバーやクライアントなどのハードウェア環境の提供、それらのシステム・インテグレーションや導入後のアフターメンテナンスまでを、ワンストップサービスとして提供しています。

〈企業理念〉常に新しい価値を創造し、これを支える人々の幸せをつくる

〈主要製品〉公益法人会計「公衆Cloud」、販売日報管理ソフト

「KEMUCO 商売」、レンタル管理ソフト「KEMUCO レンタル」 



KANEHON 採石場

代表／高 橋 卓

□住所：宇都宮市大谷町209番地
 □TEL：028-678-8802
 □事業種：観光業

〈営業案内〉

- 曜日：土日祝日 ※不定休
 詳しい営業日は「じゃらんnet」でご確認ください。
- 時間：10:00～／11:00～／13:00～／14:00～
 各回 所要時間40分～ 各回 最大定員20名様
 ※20名様以上の団体様は別途電話にて受付致します
- 料金：①採石場探索（入場料）…………… 500円（約40分）
 （長靴、ヘルメット貸出あり）
 ②①＋石窯ピザ焼き体験&端材袋詰め… 1,500円（約80分）
 ③①＋宝探し…………… 1,200円（約60分）
 ④①＋大谷石ものづくり…………… 3,500円（約90分）
 ⑤お得なフルコース…………… 4,800円（約120分）



有限会社 尾嶋造園

代表取締役／尾 嶋 弘 行

□住所：宇都宮市中島町726-2
 □TEL：028-653-0981 □FAX：028-655-3064
 □事業種：造園業

昭和38年創業以来56年に渡り企業として積極的に地域貢献活動に取り組んできました。

平成22年からは宇都宮市、平成26年からは栃木県の消防団協力事業所として表示証の交付を受けています。

また、宮っ子チャレンジやインターンシップ等の受け入れにも積極的に協力しています。

官公庁の道路・公園・学校等の管理から個人宅の作庭、庭木の剪定・伐採、除草作業、外構工事等、緑化に関わることはお気軽にご相談ください。



株式会社 アラマキ

代表取締役／荒 牧 不二雄

□住所：宇都宮市石井町3413-61
 □TEL：028-612-6755 □FAX：028-612-6758
 □URL：http://www.alamaki.co.jp □事業種：機械工具卸売業

弊社は創業約70年、県内4事業所にて展開中です。

お客さまはモノづくりの企業様が中心で、モノづくりをする際に必要な道具や機械、補修部品、現場で働く人に必要なものを長年にわたって供給し続けてきました。また弊社では、明るく風通しの良い社風と、全社員にとって働きやすい環境を大事にしております。

今後も、取引先様からも、働き手となる方達からも選ばれる企業であることを目指してまいります。

企 業 紹 介



有限会社 赤津屋商店 ミハシカフェ

代表取締役／三 室 哲 男

□住所：宇都宮市中央5-1-20
 □TEL・FAX：028-635-0808
 □事業種：飲食業

当店はフランス料理をベースとした西洋料理を楽しんで頂けます。特徴としては季節のお野菜を10種以上使用した温野菜や狩猟の季節（10月～2月）には国内で狩猟された鹿、猪、雉、山鳥、熊や海外より輸入された山鵝、山鳩、雷鳥などさまざまな種類のジビエを堪能頂け、ソムリエがジビエ等のお食事に合わせたワインも御用意しております。

カフェの店名が付く所以のコーヒーもイタリア製ハンド式エスプレッソマシンでセガフレッドザネッティ社のコーヒー豆を使用して宇都宮市内でも屈指の味わいと自負しているエスプレッソを提供しております。



株式会社 トヨタレンタリース栃木

代表取締役／新 井 将 能

□住所：宇都宮市東宿郷3-1-1 中央宇都宮ビル3階
 □TEL：028-610-1400 □FAX：028-610-1402
 □URL：https://www.r-tochigi.com □事業種：自動車賃貸業

栃木県内においてカーリースおよびレンタカーの事業を行っています。

当社が提案する車両管理のアウトソーシングが、カーリースです。煩雑な管理業務をアウトソーシングすることで業務の効率改善につながります。これに加え運転記録管理、安全運転教育、駐車場管理などトータルでサポートいたします。

「乗りたいときに、乗りたいクルマ」でおなじみのレンタカーでは、無人レンタカーやカーシェアなどのサービスも加わり、お客様の様々なご要望にきめ細かくお応えいたします。

スタッフ一同、お客様第一の考えのもと「地域ナンバーワンの対応」を目指してまいります。

チャリティ映画鑑賞会



令和元年7月6日(土)に社会貢献活動の一環として、チャリティ映画鑑賞会を、宇都宮ヒカリ座で開催しました。

2年に一度開催しているチャリティ映画観賞会は、8回目を数え、今回は初めて、会場の映画館を貸切り、開催しました。

午前の部・午後の部の2回で上映。

上映作品は、

①宇都宮市立城山西小学校のドキュメンタリー『この学校はなくさない！「奇跡の小学校の物語」』

②女優樹木希林さん最後の主演作『あん』の2作品を上映しました。

前売り券・当日券合わせ、518枚販売し、多数ご来場いただき、盛況のうちに終了する事が出来ました。

また、当日は、社会貢献活動委員の方々に協力いただきながら、滞りなく運営することが出来ました。

浄財につきましては、後日、障害者福祉施設等に備品を寄贈する予定です。

新会員紹介 (令和元年6月～令和元年8月入会)

所属支部	法人名	代表者	住 所	業 種
細 谷 戸 祭 支 部	(株)禮	鈴 木 典 子	宇都宮市東宝木町11-4 ソレイユK-3	食堂、レストラン
	麻生未希オフィス	渡 辺 美 佐 子	宇都宮市戸祭台29-3	楽団、舞踏団
	Radiance	桜 井 一 代	宇都宮市上戸祭4-6-13	美容業
御 幸 平 出 支 部	(株)三愛地所	菊 地 隆 夫	宇都宮市東今泉1丁目2-1	不動産代理業・仲介業
駅 東 支 部	ランドヘアー	鈴 木 亨	宇都宮市東峰町3014	美容業
	和田ひかる行政書士事務所	和 田 ひ かる	宇都宮市元今泉2-4-12 モナーク宇都宮504号	行政書士事務所
	きもの着付け 郁 ～ kaoru ～	赤 羽 郁 枝	宇都宮市東峰町3092-34	洗濯・理容・美容・浴場業
陽 南 幕 田 支 部	(株)なないろ広告社	福 田 一 也	宇都宮市江曾島町1415-19	広告業
さ くら 支 部	(株)ニッシンテクノシステム	神 宮 厚	宇都宮市下砥上町1496-1	機械器具設置工事業
	(株)ほけんの金子	金 子 博 明	宇都宮市鶴田2-39-18	生命保険媒介業
	宇都宮メガソーラー(株)	神 宮 厚	宇都宮市下砥上町1496-1	発電所
	漆工房 すずき	鈴 木 伸 英	宇都宮市鶴田町2492-22	漆器製造業
西 原 花 房 支 部	渡邊律法律事務所	渡 邊 律	宇都宮市滝谷町12-4	法律事務所
中 央 支 部	(株)関東電算センター	篠 崎 呈	宇都宮市二番町1-30	情報処理・提供サービス業
	(株)More Place	飯 島 一 裕	宇都宮市中央5-16-19 澁谷ビル2F	美容業
	(同)YIL FRONTIER	李 栄 日	宇都宮市南大通り1-1-12 宇都宮ダイナプラススポーツメント103	受託開発ソフトウェア業
	(株)FEA 募集代理店	藍 原 菜穂実	宇都宮市中央2-3-1 ラシックビル6F	生命保険媒介業
城 山 支 部	(有)ユーアンドエス	恩 田 澄 江	宇都宮市西の宮2-7-6	運輸に附帯するサービス業
雀 宮 支 部	(株)バイヤーズ	高 嶋 徹	宇都宮市宮の内3-185-2	中古品小売業
上 三 川 支 部	(株)互稜工業	中 原 勝	河内郡上三川町上三川5038	一般機械修理業



特集

小さな世界企業には、働き方改革がつまっている

雇用問題コメンテーター

長嶋 俊三

◎選んでできる多様な制度がポイント

働き方改革は、つまり生きがい、働きがいのある働き方ができるかということである。働く意味には、①生計の維持、②自己実現、③社会貢献の3つがある。これらが実現できるかどうかで、生きがい、働きの生まれる。高齢者雇用をよくする企業事例のなかには、これらを満足させる制度を持つ企業が数多く見受けられる。それは、高齢者の能力を見極め、その能力をいかに活かすかという課題に取り組む、その結果、社員一人ひとりに対応した多様な働き方、制度を生み出しているからである。企業の経営方針と社員の生活ニーズをマッチングさせ、社員に見合った人事賃金制度を生み出してきたのである。主婦の多い企業では、賃金を時間で計算するのではなく、10分単位の分給制をみだした。勤務制度なども多様化し、夜

間だけの店長が登場したり、土日だけ出勤する社員も注目された。それらの個性化が、働き方改革のひとつのキーワードになる。

◎仕事をまかせ、やる気を育て、技術力を上げる

愛知県にあるこの个性的な企業は、高齢者の能力を無駄なく活用できるように、若い頃から一人で製品を完成させるところまで仕事を任せることによって社員のやる気を醸成し、高度な技術力をはぐくむ。それによって定年など関係なく働くことが出来、大企業にはない技術力を形成してきた。この会社は、100万分の1グラムの超微小な樹脂製の歯車を開発し、世界から注目されたナノテク企業。この歯車開発には数億円の開発費がかかったというが、个性的なのは、同社には開発専門の社員がいないという点だ。元暴走族の

社員が、通常の仕事をこなしながら開発したという。だからメーカー特有の製造ラインがない。実質的に担当者一人が完成まで遂行する。仕事を任されているから自分が仕事の主人公という自負心がやる気を育て、高い技術力を生む。

◎採用は先着順、定年なし、いくつになっても昇給

人事制度もユニークだ。採用試験なしの先着順採用、定年制度なし、タイムカードもなければ出勤簿もない、残業は自己申告制。「来てくれた人を採用して、いかに上手に活かしていくかが大事だ」。社員教育の柱のひとつは、場所とチャンスを与えること。これをきちんと提供していけば、人は情熱をもって仕事に取り組み伸びていく。勤続とともに仕事能力は伸びていくから、定年制などは創業時からなかった。

た。「一定の年齢で辞めるなんてだれがきめたの」と社長。退職金は区切りとして60歳で支払われるが、雇用はそのまま継続していく。仕事の内容も処遇も変わらず、毎年昇給もする。自分が仕事の主人公という役割意識が高い技術力を生むのであれば、定年など関係なくいつまでも働くことができる。これからの社会を考えると、この小さな世界企業は働き方改革のポイントを満たしている。

■筆者紹介 長嶋 俊三

ながしま・しゅんぞう 1947年生まれ。明治大学卒。新聞記者、TVディレクターを経て、79年より(財)高齢者雇用開発協会発行の月刊誌『エルダー』の編集を創刊から担当。2011年6月、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を退職。著書に『60歳からの仕事』(清家篤慶應義塾大学教授と共著、講談社刊)、『エージレス就業社会』(共著、日本能率協会マネジメントセンター刊)などがある。

青年部会

部長就任挨拶



5月29日(水)開
催の青年部会総
会にて、新部会
長に選出されま

した、船田雅弘でございます。

青年部会は、「税知識の普及、納税意識の高揚」という法人会の目的に寄与するために「租税教育活動」を活動の柱に据えております。皆様ご承知の通り、「租税教育活動」は日本の未来を担う子供たちに税の仕組みや大切さを理解してもらい、国や地域社会に愛着を持ってもらうための活動です。

今年度も伊原前部会長の後を引き継ぎ、小学生対象の「税金ウルトラクイズ」開催と、親会各支部との連携による「租税教室」に取り組んでまいります。

また、「租税教育活動」を通じて青年部会メンバー自身が更に税への理解を深め、その上で国の財政健全化のために、これからの法人会の担い手としてどのような「租税教育活動」であるべきかをメンバーと共に検討したいと考えております。

最後に、浅学非才の身ではございますが、青年部会の発展に精一杯努力してまいる覚悟でございます。すので、各支部、女性部会の皆様ならびに関係者の皆様にご理解と御力添えを賜りますようお願い申し上げます。

宇都宮税務署長 表敬訪問



宇都宮税務署管内人事異動により村越住雄税務署長が赴任されました。それに伴い去る7月18日(木)に女性部会と合同で宇都宮税務署に表敬訪問をさせていただきました。

税務署の皆様にも温かく迎えられる会議室にてお話をいただきました。青年部会や女性部会の本年度の予定や活動内容や事業参加のお願いなどさせていただき、とても有意義な交流をさせていただきましたことができました。署長からも造幣局のお話を聴かせていただき、とても参考になりました。最後に例年恒例の集合写真撮影をさせていただきました。大変お忙しい中、お時間を頂戴いたしました事でありがとうございます。

本部支部・青年部会・女性部会 役員合同懇談会

8月28日(水)ホテルニューイタヤにて本部・支部・青年部会・女性部会役員合同懇談会が行われ、青年部会は懇親会のアトラクション



を担当させていただきました。くじ引きによる豪華賞品をプレゼントする企画です。笑いあり涙ありの和やかな雰囲気です。懇親会も大いに盛り上がりしました。終了後は、宇都宮税務署の皆様、本部や支部の役員の皆様及び女性部会の皆様と和気藹々と懇親を深めさせていただきました。

今後の主な事業

11月～2月	租税教室
11月	経営者育成セミナー
11月2日	宮の市 出店
11月8日	第33回全国青年の集い 大分大会
2月22日	第4回 税金ウルトラクイズ
3月	県下青年部会合同講演会

女性部会

令和元年度介護用品作製会

7月25日(木)13時より、介護用品作製会を24名の参加で開催しました。今年は、枕カバー55枚・車イス用の座面カバー35枚・食事時の汚れ防止のエプロン10枚で、合計100枚のリクエストがあり、作製しました。作製会に先立ち、かわいい模様・かわいい模様・明るい配色の生地(タオル地)や防水シートなどを東京の専門店で購入し、10日(水)には、すぐ縫える様裁断等の下準備を行いました。

8名のミシンかけ担当、しつけかけ担当、アイロン担当等素晴らしい連携のもと、手際よく例年通り二日間の予定のところ一日で完成することができました。皆様のご協力は、大変有難くそして頼もしく、21年間この事業を続けてこられたのも女性部会の団結力の賜物であると思います。手仕事をし、私達も一つになった事を強く実感しました。鈴木部会長の的確な段取りに脱帽です。

病院の皆様は快適に使っていただけることを祈っております。
(社会貢献委員長 福田泰子)



第21回介護用品贈呈式



8月21日(水)、国立病院機構宇都宮病院重度障がい者施設に伺い、沼尾院長先生はじめスタッフの皆様と同席していただき贈呈式を行いました。毎年の恒例活動となり、今回は21回目となりました。たくさんの感謝の言葉をいただき、和気あいあい意見交換もできました。毎年違う物を作製するため何らかの苦戦もありますが、元気に



皆様で協力して社会貢献できることを改めて嬉しく思いました。
(広報委員長 永井京子)

食材等を寄付

5月15日(水)、社会貢献活動の一環として、「子ども食堂ノエル」を訪ね、会員から提供いただいた調味料やお菓子、また、農場を営む宇都宮の会員から届けられたたくさんの新鮮なホウレンソウを手渡し、運営の様子を見学しました。

食堂は、毎週水曜日の16時から20時、行政からの支援は受けず運営され、孤食に悩む子供達が楽しく、安価で食事することができるとのことです。

趣旨や食育の環境を確認することができました。今後も随時支援する予定ですので、是非、食品やこども用の本などのご寄付協力をお願いいたします。



税理士会

横領について考える

1 横領の形態など

横領の形態には、売上代金の着服、棚卸資産の横流し、架空経費の計上、そのほかやや手の込んだ手法としては、外注費を支払ったのちそのうちの一定額をバックさせる、ワンクッション入られて孫請けの外注先からバックさせる、外注先で家族が働いていることにして給与の形式をとってバックさせるなど様々な形態があります。

ひとたび横領が発生した場合には、社会的信用の低下、従業員の士気の低下、税務上のリスクなど多方面に影響を及ぼします。

そこで、今回は、税務における横領について考えてみます。

2 横領に係る税務上の処理

(法人の役員が架空の外注費を100万円計上し横領していた場合)

(1) 架空の外注費100万円は経費とは認められませんが、一方で、横領による損失が発生していることから横領損失として100万円を計上しますので、これだけでは所得金額に影響はありません。

しかしながら、横領が行われたことにより損害賠償請求権100万円が発生しているため、同額の損害賠償請求権収入を計上する結果、所得金額は、100万円増加することになります。

(2) 法人税基本通達2-1-43は「他の者から支払を受

ける損害賠償金の額は、その支払を受けるべきことが確定した日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるが、法人がその損害賠償金の額について実際に支払を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入している場合には、これを認める。」と定めているところにより、他の者から支払を受ける損害賠償金であれば、支払を受けた時点で益金の額に算入すれば足りることになります。

この点、当該横領した者が「他の者」に当たるか否かがしばしば争われることになりませんが、法人の役員や従業員は他の者に当たらないとされます。(従業員の場合は事実認定によります。)

そして、この横領が会社の行為と認定された場合には、所得金額が増加することになり、法人税や重加算税などが追徴されます。

(3) なお、計上した損害賠償請求権は、資力喪失等により損害賠償金が支払われないことが確定した場合には、その時点で損失に振替えます。

3 内部統制の確立の必要性

法人側からすると、横領された上に税の追徴を受けるということで正に踏んだり蹴ったりということになりかねません。

また、横領した側は、損害賠償責任を負う上、場合によっては刑事責任を追及されるなど双方が深い傷を負うことになります。

したがって、不正が起らないような仕組み、万が一不正を行ったとしても早期に見できる仕組みを整えることが何より大切となります。

医師が語る健康のお話

平均寿命(余命)



YoichiHouzumi

ほうずみ・よいち

日光市生まれ、宇都宮高校、北海道大学医学部卒業、昭和54年宇都宮市で開業、宇都宮市医師会役員を経て、宇都宮市医師会長、栃木県医師会長、日本医師会副会長を歴任

医師 宝住与一

日本人の平均寿命は、昨年は、女87・1才(世界1位)、男81・1才(世界2位)だったかと思っています。

ただ日本の場合健康寿命と平均寿命との差が9・4才と大変多く、他の世界の先進国と比較してかなり長期間であり、他の長寿国の一つであるスウェーデン等は平均寿命と健康寿命とは殆ど同じです。(せいぜい2・3ヶ月です)

日本は老人医療に手厚く、長く生かされるのは良いですが、自分も後期高齢者になってみると少し延命処置をやりすぎかと思っています。

日本の介護老人福祉施設の平均入居年数は約3年6ヶ月ですが、アメリカなどは平均約6カ月位です。話に聞くと非常に扱いが悪く、早く死ねと言わんばかりの扱いだそうです。

人間の場合、殆どの国で条件が同じならば女性が長生きです。その理由は、女

性は子供を産むので、副腎皮質は生命の維持管理に重要な役割をしていると言われていますが、その副腎皮質が男性より厚く発達しているからと言われていると思います。副腎皮質は体が重篤に陥った時に、それを守る作用があり、その為、女性には痛み、飢え、出血等殆ど全て男より強くできているので、長生きすると言われています。

日本人の平均寿命は1955年の時は、女57才、男55才で差は2才で、私が市医師会長になった時には男女差5・85才でした。当時、「6歳以上差が付くのは時間の問題だ」と書いたたら、現在は9・4才です。

栃木県の平均寿命は男80・1才(全国42位)、女86・24才(全国46位)とどちらも悪く、下から数えたほうが早く、その原因は塩分のとり過ぎだと言われていました。

日本の平均塩分摂取量は9・9gで、栃木県は9・8gですが、WHOは健康のためには平均6グラムまでOKと言っています。

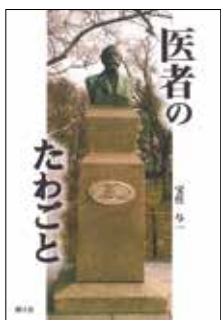
私が県医師会長の頃は栃木県の塩分摂取量は12・8gで10g以下にすべきだと言っていました。が、昨年は9・8gで10g以下になったわけで、県の方も余り言わなくなったかと思っています。

最も現在、全体的に日本人は長生きしておりますので、もう塩分制限は必要ないかも知れません。

医者のたわごと

宝住与一 著(創土社)

宮びと等に連載された健康に関する話等の随筆集です。



お求めは書店まで

会員の声

未来のお金のために

人類最大の発明品、お金。今の社会を支える便利な「道具」なのは間違いないでしょう。誰もが欲しがる魅力がある反面、頭を悩ます存在にもなるから不思議です。

お金とうまく付き合い、どう使ったり蓄えたりすると自分らしい生活ができるのか。

そもそもお金とは、「価値の尺度」「交換の手段」「価値の保存」という3つの機能を持つものであります。古代中国では装飾品として価値がある貝がお金として使われていました。その後、鑄造技術の発達により硬貨が出現し、印刷技術の発達により硬貨よりも軽く持ち運びが容易な紙幣が誕生します。現在、私たちが使っている紙幣は、正しくは「銀行券」にあたります。1万円札を例にとってみると、実は原価はたったの約22円、千円札で約15円と言われており、その差はたった7円ほどしかありません。ちなみに1円玉の原価は約3円、5円玉は約7円と言われており、額面よ

り原価が高く、紙幣の原価は硬貨よりも安いことになりました。にもかかわらず、1万円の価値があるものとして恭しく扱われる理由は、発行者である日本銀行への「信用」があるからこそ成り立っているものと言えます。

世界では今、リアルな「お金」がどんどん消え始め、支払いの様相も急速に変化を遂げています。いまだ現金信仰が根強い日本においても「キャッシュレス」電子決済化へと急速に傾いています。ついには国や銀行が信用を付与しなくても成立する「仮想通貨」にまでお金の形は変わっています。お金を支払う場面においても「新しい価値観」や「新しい常識」が生まれていくでしょう。

しかし時代の変化のスピードが加速し、お金の形が変わっていく中においても、「お金」は私たちの生活とも人生とも切り離せないものであることは変わりません。人生100年時代と言われる今、未来の「お金」のために私たち栃木銀行はこれからもお客様とともに歩んでいきたいと思えます。

西原花房支部

監事 宮崎 武実

宇都宮法人会 今後の事業予定(主なもの)

月日	行事	会場
10月2日	新設法人説明会	法人会会館
3日	第36回法人会 全国大会三重大会	三重県津市
16日	チャリティ ゴルフ大会	宇都宮CC
24日	経営安定セミナー	法人会会館
30日	パソコンセミナー	法人会会館
11月2日	宇都宮・気仙沼 さんままつり	まちかど広場
6日	決算期別法人説明会	護国会館
7日	決算期別法人説明会	ベルヴィ宇都宮
8日	全国青年の集い 大分大会	大分市
12日	秋季講演会	栃木県教育会館
13日	北ブロック 県外視察研修	東京
18日	中ブロック 県外視察研修	神奈川
18日	西ブロック 県外視察研修	埼玉
20日	国税局幹部講演会	市立南図書館
21日	東ブロック 県外視察研修	東京
令和2年 1月9日	新年賀詞交歓会	ホテル 東日本宇都宮

広報誌

「宮MIYABITOびと」

有料広告
掲載のご案内

年4回
4月、7月、
10月、1月
発行

料金表

裏表紙

A4版 ● 2段……… 30,000 円
● 1段……… 20,000 円

中面

A4版 ● 1段……… 10,000 円
● 1/2段……… 5,000 円

広告の申込・お問い合わせは



公益社団法人 宇都宮法人会

TEL 028-648-9466 FAX 028-648-9468

主催 / 公益社団法人 宇都宮法人会・関東信越税理士会宇都宮支部

秋季講演会「私の仕事から」



講師 作家

林 真理子氏

日時 令和元年11月12日(火)
14:00~15:40 (受付13:30)

場所 栃木県教育会館 大ホール

入場料 無料 (ただし定員1,000名で締切)
※要予約・入場整理券が必要です